

第3次下諏訪町環境基本計画【改訂版】(案)に関する意見募集結果について

- 1 意見の募集期間：令和8年1月6日（火）から令和8年2月6日（金）まで
- 2 資料の公表場所：住民環境課環境衛生係窓口での閲覧、町ホームページへの掲載
- 3 周知方法：クローズアップしもすわ及び町ホームページへの記事掲載、町議会全員協議会説明
- 4 意見の受付方法：意見提出用紙の様式により、郵送、住民環境課環境衛生係窓口、FAX、電子メールで受付
- 5 募集結果：意見提出者3名、提出件数3件

番号	意見の要旨	町の考え方
1	<p>38頁 基本目標3 エネルギーを大切に使うまち 個別目標3-1 再生可能エネルギー導入の促進</p> <p>町指摘の通りCO2を排出する従来の化石燃料だけに頼らないエネルギー供給が求められていると思います。太陽光発電は個人住宅レベルでかなり浸透しているものと見受けられますが、大規模な地域開発を伴う発電事業についてはこれからののかと想像しております。</p> <p>ただ、インターネット等での情報を見ますと、開発事業の増加に伴い、地域トラブルも増加している模様で有り（2021年12月までで163件）、自治体の規制・調和条例の制定・届出も増加しているようです。促進・支援制度は、幅広い社会的な合意を得たものであるよう、制度的な枠組みをしっかりと整えたものであることを望みます。</p> <p>町には「下諏訪町再生可能エネルギー設備の設置等に関するガイドライン」がありますが、ガイドラインは自主的に遵守することが推奨される「ルール」であり、基準としての役割は果たしても、法的な強制力はないものと認識しております。今後大規模な地域開発を伴う発電事業の展開も起こりえる所、設置・規制条例の制定が必要なのではないかと考えますが、町の見解は如何でしょうか。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入につきましては、町内では住宅屋根等への太陽光発電を中心に普及を進めている一方、地上設置型の太陽光発電設備の大規模発電事業については、景観や生活環境への影響を踏まえ、地域への十分な説明と合意形成を前提に慎重な対応が必要であると考えております。</p> <p>令和5年度には長野県において「地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」が制定され、当町もその検討に参画し、現在は町独自のガイドラインにより対応しております。県条例により必要な手続きや配慮事項が整理されていることから、現時点では町独自の設置・規制条例の制定は考えておりませんが、今後の事業動向や地域の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを検討してまいります。</p>

2	<p>砥川の水で、町中の夏の気温を下げる。景観にも使える。</p> <p>春宮から、国道20号の通りの河川に以前のように水を流す。</p> <p>一時は、鯉もいました。</p> <p>まず、歩いたら美しい、川の流れが、一つの感動でした。</p> <p>町中を歩いている来訪者の目にも、街並みに潤いが、とりこまれます。</p> <p>そして、きれいな水が、空気をひやしてくれます。</p> <p>町内の、側溝にも、できるなら、水を通していただけたら、わずかでも、気温を下げるができると思います。</p> <p>ただ、水を流すための補修、保持には、お金と、住民の協力も必要となると考えます。</p> <p>街道沿いにきれいな水路が、見える風景。いかがでしょうか？</p>	<p>砥川の水を活用し、町なかの景観向上や暑さ対策につなげようとするご提案は、町の魅力を高める大変意義のあるものと受け止めております。</p> <p>砥川の浮島周辺に関しては、令和6年度に長野県諏訪建設事務所による河床根固工等の実施に併せ、左岸側に必要な量の水を流して平成18年7月豪雨災害以前の親水環境を取り戻すよう対策を講じていますが、大雨による河川状況の変化に伴い、御手洗川取水箇所が閉塞し、十分な水量を確保することが困難になっております。</p> <p>この事象については、河川管理者である県でも承知しており、課題解消のための方策を現在検討しております。</p> <p>町といたしましても、引き続き県に対して要望を上げてまいりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます。</p>
3	<p>給水スタンドの設置の取組を記載できないか。</p>	<p>給水スタンドの設置に係る取組については、79頁「第5章 5-3 温室効果ガス排出削減に向けた取り組み」内の基本方針4「循環型社会の形成」における施策「プラスチックごみの削減推進」に位置付け、マイボトル利用の促進及び使い捨てプラスチック削減の観点から追記します。</p>